

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年5月20日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

新たな農業ビジネスの展開支援業務委託

(2) 目的

世田谷区の農業は、多くが経営規模の小ささから、農産物流通販売だけでは経営的に難しい状況の一方で、収穫体験や体験農園などが進められている。これらの事業に限らず、農業者による六次産業化の支援、周辺小売店や飲食店、加工業者等との農商工連携の促進による付加価値の向上や、さらにセラピー農園事業などの新たな収益構造をつくることについても、新たなビジネス展開の可能性がある。

本業務は、平成31年(2019年)3月に策定された「世田谷区農業振興計画」において、新規事業として計画されており、農業者による事業展開および、農業者と他の事業者等との連携による可能性を検討し、今後の世田谷区の農業ビジネス展開への支援のあり方を整理することを目的とし委託を行うものとする。

(3) 主な業務内容

(i) 農業者の意向把握と可能性検討

- ① 区内農業者を対象としたアンケート調査を実施し、収穫体験や体験農園、農業の六次産業化、農商工連携、観光や福祉、研究機関等との異業種連携についての区内農業者の意向を把握する。アンケート調査については、農業委員会等と連携して実施することを想定する。
- ② アンケート調査結果をもとに、意向を持つ農業者に対してのヒアリングを行い、新たなビジネスにつながる農業者の資源(農産物、農地、生産技術など)を整理し、新たなビジネスの可能性について検討する。

(ii) 連携事業者等の意向把握と可能性検討

- ① 連携事業者等を対象としたアンケート調査を実施し、農業の六次産業化、農商工連携、観光や福祉、研究機関等との異業種連携についての事業者の意向を把握する。対象とする事業者は、区内の飲食店や小売店、研究機関、観光関連団体、福祉施設等を想定する。
- ② アンケート調査結果をもとに、意向を持つ事業者に対してのヒアリングを行い、新たなビジネスにつながる事業者の資源(農業に活用できるノウハウや製品・サービス等)を調査し、新たなビジネスの可能性について検討する。

(iii) 新たな農業ビジネスの展開に関するモデル検証

- ① 上記農業者、連携事業者等の意向把握と可能性検討をもとに、新たな農業ビジネスについてモデル的に検討を行う。
- ② 農業者主導による体験農園や六次産業化についての検討、農業と異業種の連携によるビジネスについての検討をそれぞれ1事業程度検討し、本格的な事業展開の可能性について検証を行う。
- ③ 上記モデル検証をもとに、世田谷区が支援する施策について検討・提案を行う。

(iv) 調査結果報告書の作成

調査結果内容のとりまとめ、分析結果等。

(v) その他、調査・検証上必要な業務のうち担当所管課が指定する業務

(4) 履行期間

契約の日（令和元年8月5日予定）から令和2年3月31日まで（予定）

2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと、及び代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価項目

①実施体制に関する事項

- ・業務責任者等の実績、経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等

②類似する業務の実績

③業務の実施方針

- ・作業スケジュール等の管理能力とレスポンス能力
- ・農業ビジネスにおける国や都、他自治体等の動向の認識・理解状況
- ・農業ビジネスの企画提案力
- ・関連資料等を活用した区内農業状況の的確な整理および分析を行う能力
- ・農業者、事業者とのコミュニケーション能力
- ・調査結果の分析、整理を行う能力

④見積金額の妥当性

5 選定方法

事業者の選定は、評価基準に基づき審査委員会にて審査し選定する。

6 手続き等

(1) 担当所管課

世田谷区経済産業部都市農業課 担当 土肥・古泉

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6658 FAX03-3411-6635

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和元年5月20日（月）から6月3日（月）午後4時まで必着

場所及び方法：上記（1）担当所管課にて配付、又は世田谷区ホームページ

(くらしのガイド→仕事・産業・就職→お知らせ)にて公開（※ダウンロード可）

(くらしのガイド→仕事・産業・就職→農業)にて公開（※ダウンロード可）

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和元年6月3日（月）午後4時まで必着

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参、郵送又はファクシミリ送信（ただし、郵送又はファクシミリ送信の場合の未着事故についてはその責を負いません。）

(4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

期限：令和元年6月24日（月）午後3時まで必着

場所：上記（1）担当所管課

方法：持参に限る

7 その他

(1) 提出書類の作成、提出に関する費用は、全て提案・提出事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の著作権は提案事業者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、区は当該企画提案書の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(3) 本実施要領及び別添資料等は、提案の検討以外の目的で使用することを禁じる。

(4) 郵送やファクシミリ等の送信の未着事故については、区はその責を負わない。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る。】

(6) 契約保証金 【免除】

(7) 契約書作成の要否 【要】

(8) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 【有】

※当該履行期間を含む「世田谷区農業振興計画」の前期の計画期間（2019年度～2022年度）について、本事業の継続に係る予算配当があったときは、このプロポーザルにより選定された事業者と引き続き本事業の業務委託について随意契約をする場合がある。ただし、2019年度及び各年度の履行が良好であることを条件とし、契約は単年度毎に締結する。

(9) 業務責任者（担当者）は、変更しないこと。やむを得ず業務責任者（担当者）の変更をする場合は、上記「担当所管課」に確認を得た上で、書面により変更理由及び変更後の業務責任者の情報を記載した書面を提出すること。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 【上記「担当所管課」に同じ】

- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 提出された参加表明書および提案書は返還しない。
- (13) 提出期限以後の参加表明書および提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (14) 契約金額は、予算の範囲内とする。
- (15) 契約の締結に関しては、選定された受託候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で契約を締結する。また、仕様書の内容は、受託者と区との協議により詳細を調整した上で最終決定する。